

昭和四十九年五月十六日

四日市市議会臨時会會議録（第一号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第一号

昭和四十九年五月十六日(木)

午後一時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 議席の一部変更について
- 第三 会期の決定について
- 第四 故伊藤金一君に対する追悼の辞
- 第五 報告第三号 専決処分について
- 第六 報告第四号 専決処分について
- 第七 報告第五号 専決処分について
- 第八 議案第六一号 四日市市税条例の一部改正について  
議案説明・質疑・委員会付託  
委員長報告・質疑、討論、議決
- 第九 四日市市議会議長の辞職について
- 第一〇 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 第一一 四日市市議会副議長の辞職について
- 第一二 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について
- 第一三 議案第一号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第一四 選挙第三号 三四伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について
- 第一五 選挙第四号 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について

- 第一六 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
- 第一七 四日市市議会特別委員会委員の辞任について
- 第一八 発議第二号 四日市市議会特別委員会の委員定数の変更について
- 第一九 発議第三号 四日市市議会特別委員会の設置について

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 日程第二 議席の一部変更について
- 日程第三 会期の決定について
- 日程第四 故伊藤金一君に対する追悼の辞
- 日程第五 報告第三号 専決処分について
- 日程第六 報告第四号 専決処分について
- 日程第七 報告第五号 専決処分について
- 日程第八 議案第六一号 四日市市税条例の一部改正について
- 日程追加 会期の延長について

○出席議員(四十三名)

青 山 峯 男 君

天 春 文 雄 荒 木 武 治 小 井 道 夫 伊 藤 太 郎 伊 藤 一 岩 田 久 雄 大 島 武 雄 小 川 四 郎 川 村 潔 喜 野 多 等 訓 野 也 粉 川 茂 君 小 林 哲 夫 君 小 林 博 次 君 後 藤 寛 夫 君 後 藤 治 郎 君 志 積 政 一 君

○出席事務局職員

議事課長	事務局長	市長公室長	収入役	助役	市長
川村得二君	菊地英也君	杉本治芳君	阿南輝彦君	三輪喜代司君	庄司良一君
				加藤寛嗣君	岩野見齊君

○議事説明のため出席した者

○欠席議員(○名)

吉垣照男君	山本勝君	山中忠一君	山口信生君	安垣勇君	六平豊司君
-------	------	-------	-------	------	-------

松島良一君	増山英一君	藤井泰治郎君	福田香史君	日比義平君	早川正夫君	服部昌弘君	長谷川鐸元君	橋本増蔵君	橋本建治君	野崎貞芳君	生川平蔵君	中島隆平君	出井博君	坪井妙子君	田中政一君	高橋力三君	高井三夫君
-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

議事係長 板崎大之丞君  
 主事 西口徹君  
 主事 補 川北悟司君

午後一時四分開会

○議長（山口信生君） ただいまから昭和四十九年五月四日市市議会臨時会を開会いたします。  
 ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

出席要求をいたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました議事説明者要求書写しのとおりであります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

永年勤続議員表彰状伝達の件

○議長（山口信生君） 会議に先立ちまして、去る四月二十四日浜松市で開催されました第五十七回東海市議会定期総会におきまして、故伊藤金一君が二十年以上の勤続議員として、また荒木武治君、伊藤太郎君、志積政一君、生川平蔵君、服部昌弘君、以上の五名が十五年以上の勤続議員として、それぞれ表彰を受けられましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

〔荒木武治君登壇〕

○議長（山口信生君）

表 彰 状

四日市市議会議員

荒 木 武 治 殿

あなたは市議会議員の要職にあること十五年、鋭意市政の振興につとめ、地方自治の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よつて、ここに本会表彰規定により記念品を贈呈し、これを表彰します。

昭和四十九年四月二十四日

東海市議会議長会会長

浜 松 市 議 会 議 長

鈴 木 進 午

〔表彰状授与〕（拍手）

〔伊藤太郎君登壇〕

○議長（山口信生君）

表 彰 状

四日市市議会議員

伊 藤 太 郎 殿

以下同文

〔表彰状授与〕〔拍手〕

〔志積政一君登壇〕

○議長（山口信生君）

表 彰 状

四日市市議會議員

志 積 政 一 殿

以下同文

〔表彰状授与〕〔拍手〕

〔生川平蔵君登壇〕

○議長（山口信生君）

表 彰 状

四日市市議會議員

生 川 平 蔵 殿

以下同文

〔表彰状授与〕〔拍手〕

〔服部昌弘君登壇〕

○議長（山口信生君）

表 彰 状

四日市市議會議員

服 部 昌 弘 殿

以下同文

〔表彰状授与〕〔拍手〕

○議長（山口信生君） これより会議に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において、川村潔君及び野崎貞芳君を指名いたします。

日程第二 議席の一部変更について

○議長（山口信生君） 次に日程第二、議席の一部変更についてを議題といたします。

本件は、議員の所属会派の異動により議席の一部を変更しようとするものであります。

おはかりいたします。喜多野等君、出井博君の議席をただいまご着席のとおり変更いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、喜多野等君、出井博君の議席をただいまご着席のとおり変更することに決しました。

日程第三 会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、今期臨時会の会期は、本日一日間と決定いたしました。

日程第四 故伊藤金一君に対する追悼の辞

○議長（山口信生君） 次に日程第四、故伊藤金一君に対する追悼の辞。

伊藤金一君は、去る五月六日逝去されました。まことに痛惜哀悼のきわみにたえません。伊藤金一君の靈に対し黙禱をささげたいと思ひます。

ご起立願ひします。

〔総員起立〕

○議長（山口信生君） 黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（山口信生君） ありがとうございます。

ご着席願ひします。

この際、服部昌弘君から発言を求められておりますので、これを許します。

服部昌弘君

〔服部昌弘君登壇〕

○服部昌弘君 追悼のことは。

議員 伊藤金一君には昨年十一月健康がすぐれられず、市立四日市病院に入院され、その後専心加療につとめられました。あらゆる手当てのいかにもなく五月六日早朝逝去されました。同僚議員としてまことに痛惜にたえないところでございます。ここにその逝去をいたし、つつしんで哀悼の意を表します。

君は、至誠温厚篤実にして常に公事に尽くされ、ために人望きわめて高く、昭和二十六年四月本市議会に席を占められて以来当選六回、二十年の長きにわたつて議会同として市政の推進に貢献されたのであります。

その間、総務委員長、監査委員等の要職を歴任されるとともに、四日市市消防団の分団長、副団長として多年にわたり消防の発展に尽くされる等、常に君は住民の福祉増進に献身的な努力を傾注されてまいりました。

君は、また実業家としても立志伝的な方でありまして、すぐれた経営手腕と不撓不屈の精神力をもつて今日の東邦地水株式会社隆昌の基礎を築かれました。業界の重職を歴任されて、地域経済発展にもまた寄与されました。そのご功績もまことに大きいものがございます。

本市議会は、君のごとき豊富な経験と識見を兼ねた人材の活躍を大いに期待申し上げていたのでありますが、ついに不帰の客となられ、ありし日の容姿とけいがい接することができなくなりましたことは、かえすがえすも痛惜

にたえません。ここに君がありし日の面影をしのび、生前のご功績をたたえ、ひたすらご冥福をお祈り申し上げます。もつて追悼のことばといたします。

日程第五 報告第三号専決処分について、なし

日程第七 報告第五号専決処分について

○議長（山口信生君） 次に日程第五、報告第三号専決処分について、なし日程第七、報告第五号専決処分についての三件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各報告について、ご説明を申し上げます。

報告第三号及び第四号は、いずれも去る三月の定例会において旧年度補正予算をご審議いただきました際に経過の概要をご説明申し上げ、ご了承賜りましたいわゆるスライド制の適用に伴う工事請負契約にかかる更改契約の締結を、専決処分により行つたものでありまして、特に報告第四号につきましては、スライド制による契約金額の増加に伴い、地方自治法に定める議決事件に該当することになつたものでありまして、ここにご報告申し上げるものであります。

一報告第五号は、去る四月二十七日に公布、施行せられました一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づく国家公務員の期末手当の特別措置に準じて、本市職員に対しても、三月、六月及び十二月に支給する期末手当の

ほか、昭和四十九年度に限り同法の施行日を基準日として期末手当を支給することとし、これに必要な本市職員給与条例等の一部改正を専決処分により行つたものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、本件はこれを承認することに決しました。

日程第八 議案第六十一号四日市市税条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 次に日程第八、議案第六十一号四日市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第六十一号は、本市税条例の一部改正案でありまして、今回の改正は、個人市民税における身体障害者、老年者等に対する減免範囲の拡大、青色申告者のうちみなし法人課税を選択した者に対する課税の特例、市民税、法人税割りの税率の引き上げ、小規模住宅用地及び個人が所有する非住宅用地にか



る固定資産税の負担の緩和措置並びに電気ガス税について、電気税とガス税との分離、ガス税の税率の引き下げ等をおもなる内容として、さきに行われました地方税法その他関係法令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

特に市民税、法人税割りの税率の引き上げにつきましては、今回国税、地方税を通じての法人の実効税負担水準が引き上げられたことに伴つて、都市における税源の充実がはかられたのであります。本市基本構想に基づく各種施策を極力推進するための財源を確保する必要性にかんがみ、慎重に検討いたしました結果、法改正により、一・一〇に引き上げられました標準税率にさらに一・二〇を加えた一三・三〇の超過税率を採用することといたしました。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。本件を総務委員会に付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表（昭和四十九年五月臨時会）

○ 総 務 委 員 会

議案第六十一号 四日市市税条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後三時三十三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第六十一号四日市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 志積政一君。

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君） ただいま議題となつております議案第六十一号四日市市税条例の一部改正につきまして、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は国の地方税法その他関係法令の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。特に今回は法人市民税について新たに法に認められる範囲で市独自の課税率を採用しようとしている点が大きな特徴であります。

当委員会は、市長の出席を求め慎重に種々検討した結果、一部委員から市税条例の一部改正そのものについては低所得者層に対する個人市民税等についても、市独自の制度を採用しており異論はないのであるが、この市税条例の一部改正の基礎になつている国の今回の税制改正に異論があるので反対したいとの発言がありました。ますます増大する行政需要に対処するためにはやむを得ない措置と認め、本件を賛成多数で原案のとおり承認いたしました次第であります。

以上簡単ではありますが、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第六十一号四日市市税条例の一部改正について、反対の立場で意見を述べたいと思います。

この市税条例の一部改正は、四月三十日に全野党の反対を押し切つて成立した四十九年度地方税法の一部改正に基づいて行われるものであり、この中で特に市民税、法人税割りの税率について四日市の新しい措置も含まれておるわけでございます。

政府は、この地方税の改正で個人の住民税、小住宅用地の固定資産税などの負担の軽減、市町村民税、法人税割りその他の税率引き上げによる市町村財源の充実などを、勤労者の減税と自治体の財源確保だとして盛んに宣伝をしております。しかし実態は必ずしもそうはなっておりません。

市民税の場合、地方税法改正によつて見てみますと、四十七年の年収百五十万の夫婦と子供二人の四大家族の昨年度の市民税は二万三千百八十円でございます。四十八年の名目所得が二一・八％の上昇ということでまず百八十万と見た場合に、四十九年度の市民税は二万九千六百円、差し引き六千四百二十円の増税となるわけでございます。これは名目賃金が四十七年に比べて四十八年は二一・八％に上昇しているのに対して、市民税の課税最低限を一七・四％

アップに押さえ、適用税率の所得額スライドを行つていないことからくるものでありまして、現に政府は市町村税で三九％の個人住民税所得割りの増収を見込んでおります。

電気ガス税の場合、免税点を電気千二百円、ガス二千七百円に引き上げ、低所得者層への減税を行つたとしておるわけですが、この程度の引き上げでは今後予想されます電気、ガス料金の値上げでその効果は吹つ飛んでしまうわけでございます。私たちは、むしろ勤労者の電気、ガス税は廃止すべきだと考えるわけでございます。

固定資産税について見ますと、二百平米までのいわゆる勤労者の小住宅用地に対する固定資産税について、昨年度の改正で評価額の五〇％に課税するはずのものを二五％に引き下げて課税することにより減税となつてゐるわけでございますが、三年ごとのいわゆる評価がえ制度によつて四十八年に評価がえを行つたわけでございます。

しかし、日本列島改造論によつて起こされた大企業の土地投機や土地買い占めが地価をつり上げ、売買をすることを目的としない勤労者の宅地までがこの影響を受けて、三十八年に比べ二十七倍、四十五年の三年前の評価がえのときと比べて一・八五倍とはね上がつております。

今回の減税は、この評価方法の根本的な矛盾によつて異常に高く評価され、高額の固定資産税を収奪される国民の怒りを回避するためにとられた措置に過ぎないと思つたわけでございます。市民税の法人税割りの場合、標準税率三％、制限税率三・八％の引き上げとなつて、市町村の自主財源を充実させるという措置をとつたということになつております。確かに財政危機に追いつめられた市町村の自主財源を幾らかでも充実することには一定の意義がございます。

しかしこれで決して十分な引き上げであるということはいえません。地方税全体の中で法人住民税は昨年の一二・二％から一一・七％へと構成比が下がつた半面、個人住民税は二一・七％から二二・九％へと逆に上がつております。

四日市の場合、市民税の収収の中で個人、法人の構成の変化を見てまいりますと、四十二年度と四十七年度の場合、

個人は五二・三三から六六・五九、法人は四七・六七から三三・四一に下がっております。

また市民税の収収の伸び率は、個人の場合が四十二年度対四十七年度で二七六・九、法人の場合が一五二・五となつております。

また四十九年度の法人税法の改正によりまして、その税率は三六・七五から四〇%に引き上げられ、その市町村財政のはね返りもあるわけですけれども、一方で租税特別措置法の改正により同措置を再編し拡充して諸引当金や準備金、特別償却の新たな創設や期間延長を行つており、その結果法人への実効税率が予定の四五%より低くなつてくることは明らかでございます。アメリカの五一%、フランスの五〇%、西ドイツの四十九%に比べて依然低いわけでございます。

こうしたことから見ても、法人住民税の税率をもつと大幅に引き上げるべきであり、その根拠は十分あると思つてもいいと思います。

そして許しがたいことには、この市町村の法人税割りの税率アップの反面で府県のそれを削減しております。そして大衆課税となる自動車取得税の増税でつじつまを合せているのが現状でございます。

さらに問題なのは、先ほども若干触れましたが、大企業や資産家に対する特権的な減免税の措置を今回においても若干の例外を除きましてさらに強められております。また市財政にとつて大きなウエートを占めます電気税、ガス税の非課税措置についても、拡大こそされていきますが全く縮小されておりません。このように多くの問題を持つものであればこそ国会では全野党が反対したわけでございます。

いま提案されております市税条例の一部改正につきましても、基本的にそのような問題を持つもので賛成できないわけでございます。この中で市民税の自主減免の範囲の拡大が引き続き行われていることは評価をいたしたいと思います。

ますが、さらにその拡大を望みたいと思つてございます。

また今回の市税条例改正の大きな特徴となつております市民税の法人税割りの税率について、初めて超過税率を採用されたことについては、私たちの主張を一部取り上げていただいたわけでございますし、画期的なことであり、その限りで評価をしたいと思つてございます。

しかし、これは私たちの資本金一億円以上制限について、制限税率一はこれまでの主張とは及ばないものでございます。この点の不均一課税について制度的制約があるとしても、市街化農地に対する固定資産税の宅地並み課税の事実上の軽減措置を四十八年度末に実施されたことになり、さらにその拡充することともに、資本金一億円未満の中小商工業の営業を守るといふことは十分可能だと思つてございます。

大企業法人に対して制限税率の一四・五をとるか、条例改正案の一三・三をとるかによつて一億数千万円から二億円の差も出てくるわけでございますし、財政逼迫といわれる中で貴重な財源であることに変わりないわけでございます。

以上の点から見まして、市税条例の一部改正について私たちは基本的には大衆課税を一段と進めるものであり、大企業に依然特権を認めるものとして、また市財政の充実には不十分な措置でしかないことから、反対するものでございます。今後私たちは引き続き大衆課税の強化に反対し、その減免と、大企業に対する特権的減免税の廃止、地方税財源の確保のために努力をいたしたいと思います。市当局におかれましても、その点の強力な実効のある対策と運動を強く要望して、私の反対の意見を終わりたいと思つています。

○議長（山口信生君） これをもつて討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よつて、本件は原案のとおり可決されました。暫時、休憩いたします。

午後三時四十六分休憩

午後五時五十六分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。暫時、休憩いたします。

午後五時五十七分休憩

午後十一時二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、この際会期の延長についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（山口信生君） 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間と議決されておりますが、議事の都合により、会期を五月十七日までの一日間延長したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、会期は五月十七日までの一日間延長することに決しました。おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、本日はこれをもつて延会することに決しました。次回は、明日午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもつて延会いたします。

ありがとうございます。

午後十一時三分延会

昭和四十九年五月十七日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和四十九年五月十七日(金)

午前十時開議

- 第一 四日市市議会議長の辞職について
- 第二 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 第三 四日市市議会副議長の辞職について
- 第四 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について
- 第五 発議第一号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第六 選挙第三号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について
- 第七 選挙第四号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 第八 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
- 第九 四日市市議会特別委員会委員の辞任について
- 第一〇 発議第二号 四日市市議会特別委員会の委員定数の変更について
- 第一一 発議第三号 四日市市議会特別委員会の設置について

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 四日市市議会議長の辞職について
- 日程第二 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 日程第三 四日市市議会副議長の辞職について



○出席事務局職員

主 主 議 議 事  
 事 事 事 事 務  
 補 事 長 長 長  
 川 西 板 川 菊  
 北 口 崎 村 地  
 悟 大 得 英  
 司 徹 丞 二 也  
 君 君 君 君 君

次 消  
 防  
 長 長  
 藪 倉  
 田 谷  
 徳  
 裕 助  
 君 君

環 産 総 市 収 助 市  
 境 業 務 長 入  
 部 部 部 室 役 役 長  
 長 長 長 長 役 役 長  
 園 鶴 阿 三 庄 加 岩  
 浦 野 南 輪 司 藤 野  
 和 正 輝 喜 良 寛 見  
 己 和 彦 司 一 嗣 齊  
 君 君 君 君 君 君 君

○議事説明のため出席した者

○欠席議員(○名)

吉 山 山 山 安 六 松 増 藤 福 日 早 服 長 橋 橋 野 生  
 垣 本 中 口 垣 平 島 山 井 田 比 川 部 川 本 本 崎 川  
 照 忠 信 豊 良 英 泰 香 義 正 昌 鐸 増 建 貞 平  
 男 勝 一 生 勇 司 一 一 郎 史 平 夫 弘 元 蔵 治 芳 蔵  
 君



午前十時二分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は、三十三名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第二号によりとり進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

暫時、休憩いたします。

午前十時三分休憩

午後四時四十七分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一 四日市市議会議長の辞職について

○議長（山口信生君） 日程第一、四日市市議会議長の辞職についてを議題といたします。

本件は私の一身に関する事件でありますので、地方自治法第一百七条の規定により、退席いたします。

〔議長（山口信生君）退席、副議長（増山英一君）着席〕

○副議長（増山英一君） 議長山口信生君から、議長の辞職願が提出されております。

まず、辞職願を朗読いたします。

〔議事課長（川村得二君）朗読〕

### 辞職願

今般都合により、四日市市議会議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和四十九年五月十六日

四日市市議会議長 山口信生

四日市市議会副議長殿

○副議長（増山英一君） おはかりいたします。山口信生君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（増山英一君） ご異議なしと認めます。よつて、山口信生君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔山口信生君議場中央に進む〕

○山口信生君 退任のあいさつをいたしましたと思います。

過去一年間、何の波乱もなく、皆さんに今日退任のあいさつができましたことは、老齢のゆえという加護もあつたと思ひますけれども、皆さんの協力、支持、この二つで今日までまいつたことと私は心から皆さんにお礼を申し上げる次第でございます。

過去一年間振り返つてみますと、私も議長になつた限りは名前だけの議長では困ると、何とか市に足跡を残して議長を退きたいというのが私の、議長に就任当時の考えでございました。したがしまして、就任早々私は四日市の行政圏、すなわち、川越、朝日、楠、孤野等四町カ村を回りまして議長就任あいさつの名のもとに歴訪して合併を進め

たものでございます。私は議員になつてから何とかして四日市を五十万都市にしたいというのが私の議員になつた念願でございますので、再度議長に皆さんに信任していただきましたので、その挙に出たものでございます。けれども、情勢が非常に変わりましたので、長いこと私が思つてたことは、これは念願かなわなかつたと、こういう始末に終つたわけでございます。

次に、私が意欲を燃やしたのは、どうしてもいま一歩四日市が他都市並みにひとつ都市改造をしてみたい。それともう一つは、大きな港をかかえとるので、背後地の道路整備をしてみたい。こういうことを議長でありながら夢を抱いたものでございます。したがって、道路問題は予算の抑制でとてもこれは不可能とあきらめまして、皆さんのご承知のように工業高校の移転の問題に取り組んだものでございます。けれども、考えと実際に隔たりがございますので、いまだに緒につかぬようなわけでございまして、この点は皆さまに重々おわびを申し上げなければならぬ次第でございますけれども、幸いにして後刻皆さんに選任していただく議長さんにこれを何とかして処理を願いたいという、私は皆さんに訴えをしたいと思います。

その次には、先ほど申しましたように、都市改造の二弾といたしまして、操車場を含む関西線の四日市駅の高架に持つていつて、これを都市改造の目玉商品にしたいというのが私の考えておりましたこととございましたけれども、これも事業が大き過ぎまして、私の任期一年ではとても緒につくことができないんだという、私はこの二つの課題を残して去るのでございますけれども、どうかひとつ後任の議長さんにこの点をよくお願いいたしまして、私は議長を去ろうと思ひます。

どうも一年の間、皆さんよう協力いただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

〔拍手〕

日程第二 選挙第一号四日市市議会議長の選挙について

○副議長（増山英一君） 次に日程第二、選挙第一号四日市市議会議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（増山英一君） ただいまの出席議員数は、四十二人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（増山英一君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（増山英一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（増山英一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次投票願ひます。

〔各員投票〕

○副議長（増山英一君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（増山英一君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（増山英一君）開票を行います。会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に天春文雄君及び訓彌也男君を指名いたします。よつて、両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○副議長（増山英一君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数四十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 四十二票

有効投票中

山中忠一君 二十七票

野崎貞芳君 十四票

喜多野 等君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十一票であります。よつて、山中忠一君が四日市市議会議長に当選されました。

山中忠一君。

〔議長（山中忠一君）議場中央に進む〕

○議長（山中忠一君）皆さまに一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

いよいよ私たちの任期も余すところ一年と、私たちが市民に対してのご奉公申し上げる最後の一年でございます。その重大なる責任を持つて、最後の議長を皆さまは長時間にわたつて慎重審議練つていただいたわけでございますが、はからずも、私ごとき浅学非才な微弱たるものが四日市市議会の名譽ある席を汚させてもらう結果になったことを心より厚く皆さまにお礼を申し上げるとともに、感謝する次第でございます。

この七十年代を迎え、非常に激動の世界が、いまわれわれの目の前に展開してあるということでございますが、経済、政治にいたしましてその転換期にあたつて、四日市市議会の今年度の市政のうえにもいろいろの私は多大なる障害が来たすであろうと思ひますが、もとより私考えまするに、微弱なこの浅学非才な身で、はたしてこの重責を果たせるであろうかと思ひますが、今日はずも皆さまから絶大なるご支援とご支持をいただきました。この私はご支持をたよりに怒馬にむちうち、老骨ながらこの市政のうえに努力したいと思ひますので、よろしくお引き回しのほどをお願い申し上げます、はなはだ粗辞ではございますが、御礼を申し上げる次第でございます。

最後に、私たちは今期一年で、来春は選挙を迎えるわけでございますが、何とぞからだを大切にいたされまして、着々と来年度の選挙に備えることを、特にお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

（拍手）

〔副議長（増山英一君）退席、議長（山中忠一君）着席〕

日程第三 四日市市議会副議長の辞職について

○議長（山中忠一君）次に日程第三 四日市市議会副議長の辞職についてを議題といたします。本件は、増山英一君の一人身上に関する事件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定により、同君の退席を求めます。

〔副議長（増山英一君）退席〕

○議長（山中忠一君）副議長増山英一君から副議長の辞職願が提出されております。まず、辞職願を朗読いたします。

〔議事課長（川村得二君）朗読〕

#### 辞職願

今般都合により、四日市市議会副議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和四十九年五月十五日

四日市市議会副議長 増山英一

四日市市議会議長殿

○議長（山中忠一君）おはかりいたします。増山英一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君）ご異議なしと認めます。よつて、増山英一君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔増山英一君議場中央に進む〕

○増山英一君 一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の五月十七日、本日でちょうど満一カ年目でございます。過去一年間大過なく、無事副議長の重責をつとめさせていただきましたことは、全く皆様のご協力とご支持のたまものと心から厚く厚くお礼を申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、はなはだ簡単でございますけれども、お礼のことばにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

日程第四 選挙第二号四日市市議会副議長の選挙について

○議長（山中忠一君）次に、日程第四、選挙第二号四日市市議会副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山中忠一君）ただいまの出席議員数は四十二人であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（山中忠一君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（山中忠一君） 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次投票願います。

〔各員投票〕

○議長（山中忠一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山中忠一君）

開票を行います。会議規則第二十九條第二項の規定により、立会人に小川四郎君及び山本勝君を指名いたします。  
よつて、両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（山中忠一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数四十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 四十二票

有効投票中

生川平蔵君 二十六票

喜多野 等君 十六票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十一票であります。よつて、生川平蔵君が四日市市議会副議長に当選されました。

生川平蔵君。

〔副議長（生川平蔵君） 議場中央に進む〕

○副議長（生川平蔵君） ただいまの四日市市議会の副議長の改選にあたりまして、私、当選の榮譽をにないますことは私の喜びでございますが、皆さん方のあたたかいご支援のもとに私が副議長の重任をになわしていただくことになつたことを深く皆さんに感謝するとともに、お礼を申し上げる次第でございます。

山中議長とともに四日市市の発展に最大の努力をいたしたい決意でございます。どうか皆さん方のあたたかいご支援とご協力、ご指導をお願いいたさなければならぬと思っております。

私は、常々、市議会の円満なる運営が四日市の市民に大きな幸福を与えるものと深く信じております。その点、皆さん方のご協力を待たなければ円満なる運営はでき得ないと思っております。どうもいろいろと、浅学非才の行

き届きませぬ私でございますが、どうかよろしくこの重責を果たさしていただきますよう、壇上から皆さんにくれぐれもお願いを申しまして、副議長の就任のあいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございます。

(拍手)

日程第五 発議第一号四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長(山中忠一君) 次に、日程第五、発議第一号四日市市議会常任委員会委員の選任を行います。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、

伊藤太郎君 大島武雄君 小林博次君 志積政一君 高橋力三君 生川平蔵君

野崎貞芳君 橋本建治君 安垣 勇君 山口信生君 山中忠一

以上の十一人を総務委員会委員に、

青山峯男君 天春文雄君 小井道夫君 伊藤信一君 川村 潔君 坪井妙子君

早川正夫君 増山英一君 松島良一君 六平豊司君 山本 勝君

以上の十一人を教育民生委員会委員に、

荒木武治君 喜多野 等君 粉川 茂君 小林喜夫君、後藤寛治君、後藤藤太郎君

田中政一君 中島隆平君 長谷川鐸元君 服部昌弘君

以上の十人を産業公営企業委員会委員に、

岩田久雄君 小川四郎君 訓彌也男君 小林哲夫君 高井三夫君 出井 博君

橋本増蔵君 日比義平君 福田香史君 藤井泰治郎君 吉垣照男君

以上の十一人を建設委員会委員にそれぞれ指名いたしましたと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

暫時、休憩いたします。

午後五時二十五分休憩

午後五時五十六分再開

○議長(山中忠一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

休憩中に互選していただきました各常任委員会の正副委員長の名を報告いたします。

総務委員会 委員長 伊藤太郎君 副委員長 小林博次君

教育民生委員会 委員長 六平豊司君 副委員長 天春文雄君

産業公営企業委員会 委員長 荒木武治君 副委員長 後藤寛治君

建設委員会 委員長 藤井泰治郎君 副委員長 橋本増蔵君

以上のとおりであります。

暫時、休憩いたします。

午後五時五十七分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第六 選挙第三号三四伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第六、選挙第三号三四伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することによりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

三四伝染病隔離病舎組合議会議員に、

小林博次君 野崎貞芳君 安垣 勇君 山口信生君 山中忠一を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました五人を、三四伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、

小林博次君 野崎貞芳君 安垣 勇君 山口信生君 山中忠一

が三四伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第七 選挙第四号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第七、選挙第四号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙を

行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することによりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に、

大島武雄君 高橋力三君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました二人を、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、

大島武雄君 高橋力三君  
が四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第八 選挙第五号四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第八、選挙第五号四日市港管理組合議会議員の補欠選挙を行います。  
おはかりいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することになっていたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

四日市港管理組合議会議員に、

岩田久雄君 小林哲夫君 増山英一君 山本 勝君  
を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました四人を四日市港管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、

岩田久雄君 小林哲夫君 増山英一君 山本 勝君  
が四日市港管理組合議会議員に当選されました。

日程第九 四日市市議会特別委員会委員の辞任について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第九、四日市市議会特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

生川平蔵君 田中政一君 天春文雄君 大島武雄君 喜多野 等君 増山英一君

以上の六人から病院建設特別委員会委員を辞任したい旨の願ひ出があります。また、

粉川 茂君 小井道夫君 伊藤信一君 訓覇也男君 高井三夫君 高橋力三君

坪井妙子君 野崎貞芳君

以上の八人から工業高校移転特別委員会委員を辞任したい旨の願ひ出があります。

おはかりいたします。

ただいま報告いたしました十四人の諸君の特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、

生川平蔵君 田中政一君 天春文雄君 大島武雄君 喜多野 等君 増山英一君

以上の六人の病院建設特別委員会委員の辞任、及び

粉川 茂君 小井道夫君 伊藤信一君 訓覇也男君 高井三夫君 高橋力三君

坪井妙子君 野崎貞芳君



以上の八人の工業高校移転特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

日程第十 発議第二号四日市市議会特別委員会委員定数の変更について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第十、発議第二号四日市市議会特別委員会委員定数の変更についてを議題とします。

本件は、病院建設特別委員会の委員定数十三人を十一人に、及び工業高校移転特別委員会の委員定数十四人を十一人に、それぞれ変更しようとするものであります。

おはかりいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり可決されました。

この際、兩特別委員会委員を補充、選任いたします。

おはかりいたします。

委員会条例第六条の規定により、

荒木武治君 高橋力三君 出井 博君 長谷川鐸元君 山口信生君

以上の五人を病院建設特別委員会委員に、

天春文雄君 小川四郎君 服部昌弘君 安垣 勇君 増山英一君

以上の五人を工業高校移転特別委員会委員に、それぞれ指名いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、たいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第十一 発議第三号四日市市議会特別委員会の設置について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第十一、発議第三号四日市市議会特別委員会設置についてを議題といたします。

本件は、公災害防止に関する調査研究のため、十一人の委員をもつて構成する公災害特別委員会、及び幼稚園、保育園の幼児教育に関する調査研究のため十人の委員をもつて構成する幼児教育特別委員会を本市議会に設置しようとするものであります。

おはかりいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条の規定により、

伊藤太郎君 大島武雄君 訓覇也男君 志積政一君 田中政一君 中島隆平君

生川平蔵君 早川正夫君 藤井泰治郎君 山中忠一 山本 勝君

以上の十一人を公災害対策特別委員会委員に、

伊藤信一君 喜多野 等君 粉川 茂君 小林哲夫君 高井三夫君 坪井妙子君

野崎貞芳君 橋本建治君 橋本増蔵君 松島良一君

以上の十人を幼児教育特別委員会委員にそれぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、公害対策特別委員会及び幼児教育特別委員会につきましては、議会の閉会中においても付託事件について調査研究ができるものとし、本調査研究が終了するまで委員会は存続するものと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、公害対策特別委員会及び幼児教育特別委員会につきましては、議会の閉会中においても付託事件について調査研究ができるものとし、本調査研究が終了するまで委員会は存続することに決しました。

暫時、休憩いたします。

午後八時一分休憩

午後八時十四分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に互選していただきました、各特別委員会の正副委員長の氏名を報告いたします。

病院建設特別委員会	委員長	高橋力三君	副委員長	小井道夫君
工業高校移転特別委員会	委員長	安垣 勇君	副委員長	小川四郎君
公害対策特別委員会	委員長	訓覇也男君	副委員長	田中政一君
幼児教育特別委員会	委員長	野崎貞芳君	副委員長	粉川 茂君

以上のとおりであります。

○議長（山中忠一君） おはかりいたします。

ただいま、市長から議案第六十二号監査委員の選任についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、この際、議案第六十二号監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 議案第六十二号監査委員の選任について

○議長（山中忠一君） 議案第六十二号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、大島武雄君の一人身上に関する事件でありますので、地方自治法第一百七条の規定により同君の退席を求めます。

〔大島武雄君退席〕

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） たいまご上程の議案第六十二号は、議會議員のうちから選任の監査委員荒木武治氏が辞任されましたので、後任の監査委員として大島武雄氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものであります。ご同意賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。おはかりいたします。

本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、本件はこれに同意することに決しました。〔大島武雄君着席〕

○議長（山中忠一君） この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

なお、補足説明のため産業部長、環境部長、消防長及び消防次長を出席させたい旨の申し出があり、許可いたしましたので報告いたします。市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） たいまご議長より、発言の機会を与えられましたので、去る四月三十日に発生いたしました日本アエロジル株式会社四日市工場の塩素ガス漏洩事故に関する報告を申し上げます。

このたびの事故につきましては、議員各位におかれましては、すでに、報道機関等を通じてご承知いただいておりますように、一従業員の初歩的な誤操作により惹起せられたものと推定されており、全面的に会社側の責めに帰する問題であります。多くの市民に対し、多大の被害と不安感を与えましたことは、まことに遺憾であり、この事故の重大さを痛感するものであります。

事故の経過につきましては、お手元に配布させていただきました報告書のとおり、市民からの苦情申し立てに基づき、公害パトロールカーによる現地調査の実施、発生源工場の突きとめ、塩素ガス漏洩事故の確認という経過を経て、市は緊急態勢に入り、市民への広報活動の開始、緊急車両等の配備及び四日市保健所並びに関係医療機関に対し、応急医療体制を要請してきたのであります。さらに、事故の翌日には、とりあえず、ガスによる汚染地域の住民検診を実施し、同時に、治療を要する者に対処するため、企業の負担による受診措置を指導しました。また、別途、八十五町一万三千五百世帯、対象人口四万五千人に対し実施しましたアンケート方式による被害の意識調査によりますと、のど、鼻、目等の症状を自覚したとする者が一万五千七百人、医療機関等による医療を受けた者五百十七人という結

果になりました。植物等につきましては、九百三十五世帯より回答があり、その内訳は、農作物をはじめ軽い樹木類など約三十種類、千七百七十一件の被害申し出がありました。

今回のガス漏洩事故につきましては、国、県、市の各関係機関によつて原因を調査中でありまして、近く、結果の協議、公表があることでありますが、いずれにいたしましても、企業の保安に対する管理の怠慢と、事故発生時における関係機関に対する通報体制がきわめて不十分であつたことはいなめない事実でありまして、即刻、きびしく抗議するとともに、県と協議し、高圧ガス取り締まり法及び大気汚染防止法に基づく措置命令を講じたのであります。

今後におきましては、緊急時における迅速な処理体制の確立をはかるとともに、化学関連工場等に対し、社内教育の徹底と管理体制の強化、及び関係機関へのすみやかな通報体制の確保に関し、きびしく指導を重ねていく所存でありますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 市長の報告、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいま市長のほうからご報告がありましたけれど、非常に昨日、きょうと長時間にわたつておりますので、簡単に、ご質問申し上げたいと思います。

日本アエロジルの事件につきましては、非常に問題点が大きい、こういうふうに思います。これにつきまして、われわれとしては、特に、この事件が人命にもかかわる問題である、こういうことから社会党といたしましては、アエロジルに対して告発をいたしております。この事件が四日市市民に相当の影響力を及ぼした。また、公害裁判以来、

公害問題については行政あるいは企業とも市民に迷惑をかけない、こういう態勢をとりつつある、こういう努力が今回の事件で努力のいかにもなく水のあわとなつたと、こういうふうには、われわれは受けとめております。特に、この問題については、市民の命、財産を脅かす問題である。この責任を行政当局といたしましても、もちろん、企業は責任をどのようにとるか。これに対して市長の考えはどうか。これを、まず、お伺いしたいと思います。

それから次には、この四月三十日の十五時三十分ごろ、私も非常にこの煙の流れ、ガスの流れのちようど中心地におりました。こういう関係上自分みずから体験したことでありますけれども、普通のからだのじようぶな人でも吐きけを催し、あるいは、せきをする。こういう状態の中におつたわけでありまして、そこで、住民から、このような問題が出てくるにもかかわらず市のほうへ電話しても、原因がまだわからない。あるいは、いま調査中である。パドロールカーが出て調べております。こういう返答であつて、非常に苦しい状態の時間が長く続いた。これに対して、市はこの市民に対しての非難、あるいは、PRする問題点が、広報車が出たと、先ほども報告されておりますけれども、しながら、相当時間がたつてからであると、こういうふうにも思います。特に、私の住んでいる地域におきましては、風の方向がなかつたわけでありまして、これが磯津の地域であつたならば工場の隣接であります。こういうことからいって、おそらく死亡者が出たのではないだろうか、こういう心配もいたしております。この問題につきましても、人命にかかわるという問題で、市としては県との話し合いの中で工場の操業停止を命じた。こういうことについては当然である、このようにも思います。特に、企業は県の許可があればこのような危険なガスを扱つていられるにもかかわらず、指導を満足していない。こういうことの問題点をばく然とした形でいままでもやつてきていたのではないか。また、聞くところによりますと、この防災会議にもアエロジルについては加入していない、参加していない、こういうこと。それから公害防止協定も市として結んであるんかどうか。これにも問題がある。それから、

防止協定の中でも通報制度の義務がない。このようなことでほんとうの市民の命を守る体制があるかどうか、このようにも思われますし、他の化学工場あるいはこのような危険物を取り扱っている工場等について、市としては今後どういうふうに対処していくか。また、こういう協定を結んでない工場がどれだけあるのか。こういうこともわれわれとしては心配いたしております。このような問題を即座に市民にもはっきりと明確にさせ、また、市民に対しての命を脅かすような会社に対して、もう四日市から出て行つていただきたい。こういうふうにわれわれとしては考えておるわけです。

市長は、この問題点について、どういうふうに考えておられるか。また、アエロジルの会社につきましては、汚水問題たれ流し問題で、やはり検査されていることがあるんです。ですから、こういうことを再三起こすというような問題点については、われわれとしても許すことができない。このように考えますので市長の見解をお聞かせいただきまして、この件につきましては、特に、再質問を私はいたしませんけれど、公害対策特別委員会等におきましても、このような問題点を十分今後発生しないような体制の中で、対策委員会の中でご論議願ひ、また、調査をしていただきまして、再度この事件が起きないような体制をつくっていくべきではないかと、このように考えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

企業がどういうふうな責任をとるのかという考え方でございますが、私といたしましては、第一に被害者に対する完全な損害補償。これは健康の上にも、また農作物の上にも、こういった被害者に対する完全な補償がまず第一であるうと思っております。同時に施設の安全設備への再検討、社員の再教育、これが根本的に必要であろうかと思

す。

ただいまご指摘のありましたように、アエロジルの四日市工場は数年前に汚水問題で、すでに、非常に市民にも迷惑をかけておる会社でございます。ほんとうに公害をなくしようと思つてみんなが力を合わせておる最中に、こういった不始末をしてかされましたは、一念の努力も全く水のあわに帰したような私も感慨なきを得ないでございます。

公害防止協定を結ぶというよりなことは、これはもう当然のことです。従来、少しコンビナートからはずれた性質の工場でもありましたので、公害防止協定は結んでいなかったんですが、今回のような事件を起こすとすれば、これは、もう事件の性質から見ますと、防止協定を結んでおつてもおらなくても、おそらく、この会社はこういった事故を起こしやすい体質ではなかつたかと考えるのでございます。根本的にあの会社の体質を改善するまでは、私も操業してもらいたくないと、このように考えております。

取り返しのつかない事故でありまして、非常に市民に対する被害の範囲も広がつたのでございますので、こういった事故が将来、絶対、起こらないように、さらに指導を重ねていきたいと、このように考えます。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 たいへんお疲れのところ、しばらくお許しをいただきたいと思います。

私はこの問題が起きまして、すぐに、市及び工場にも飛んで行きました。また、被害地各所にも回りまして、いろいろと被害の実情、また当面の医療体制、医療救急体制等につきましても、いろいろと市当局にも問題を提起し、被害の住民の皆さんと一緒に今日なお対策のために力を注いでおるわけですが、そういう点からみまして、私は

この問題を通じまして、この教訓を今後どのように生かしたらよろしいかというところにもつと焦点を当てて、企業は企業、また、市及び県、行政当局は行政当局、また住民は住民として真剣に検討をして、その対策を抜本的に強化するということが教訓を生かすことになるのではないかと思います。その場合、やはり今回のもつ原因は何かということであり、先ほど、市長のお話でも従業員の手配ミスであるというふうに推測されるということですが、五月十三日付日本アエロジル株式会社四日市工場長浜辺直彦という人から、私どもが五月一日に現場へまいりまして報告を求めましたところ、私あてに文書が来ております。事故の原因というところをこう書いてあります。「現在調査中で、いまだ結論を得るに至っていない。」という、そういうことであります。しかし、報道機関を通じて、また現場検証を通じていろいろと出されておりますが、私は企業が積極的に原因の追及のために、十三日の現在でおかたつこういうことを言っているという実態を、もう少ししっかりと見る必要があるんじゃないかと思えます。まだ結論が出ておらぬようなことを言っておりますが、しかし、こういう企業の姿勢では公害の今後の防災対策、また、被害者への誠意ある態度というものが、やはり、懸念するわけであります。その点を市当局におきましても、やはり企業のこういふ事実に基づいた本質をしっかりとつかんでいただく必要があるんじゃないかと。と言いますことは、原因は確かにバルブのミスということも一つの例としてあるかも知れませんが、やはり、企業がもつておる今日の公害害に対しての考え方、それに対しての投資対策等の根本的な追及、是正がないことには二度と起こらないという保証がないということであり、さらに、そういう点につきまして、私は市当局におきましても、さらに、真の原因追及というところを手をやましてはならないということを特に強調したいと思えますし、そういう覚悟で進んでいただいておりますけれども、その辺につきましてのお考えもお尋ねしたいと思えます。

二番目に被害の実態の問題であります。先ほどちようだいしましたこの資料には、苦情発生状況略図という簡単なものがあります。われわれは具体的には聞かしてはおりませんが、被害はやはり健康被害、物質被害等がありまして、健康被害につきましては、いろんな激甚地における体制等が行われておりますが、やはり、調査すればするほど、非常に広範囲にわたつておるといふことであります。これ見ますと苦情があるということがありますが、きわめて、はつきりと川島、桜地区という行政区で図面が区切つてあります。しかし、実際に調査しますと、たとえば十二キロ離れた桜の智積におきましても、サツマイモ、稲、フキ等に塩素ガスの典型的な被害があるということをして学者の皆さんが指摘しておるわけです。

先日、私は市当局とのその検討結果の話し合いの場に臨んだわけであります。やはり、専門的に調査してみえるという体制が市はないわけであり、もつと実験室等であるんなガスを通じて研究してみえる人たちの意見を、もつと謙虚に聞く必要があるんじゃないかと、マスコミ等で、やはり市の態度が批判されておるところに、まだまだ被害の実態を正しく見る、私は過大にも過小にも評価してはならぬと思えますが、真の被害実態をつかむというところに、もう少し力を注ぐ必要があるんじゃないかと、体制がなければそういうところにも調査を依頼するという積極的な姿勢を強める必要があるんじゃないかということをお求めたいと思えますし、直ちにとらなくちやならぬということをお勧めしたいと思います。

それから三点目は、たまたま塩素ガスであります。その他有毒ガス、有毒物質を使っている企業及び製造している企業がたくさんあります。そういう点からみまして、たとえば液体塩素、塩素ガスを現に使っているところ、製造、使用しているところ、その場所、数量等をしつかりつかんでみえるのかどうか。私は、そういうところがこの報告にももつと出ておるんじゃないかと思えます。一向に出ておりませんので、どのようにその点をつかんでみえるのか。また、そういう総点検、洗い直しが実際にどのようにやられているのか、私は、お尋ねしたいと思えます。それでな

らことには、この教訓を真に生かすことはできません。

さらに、次の点としまして体制であります。先ほど来も指摘されておりますように、防災体制、また水防体制、いろいろな体制がありますが、こういう有毒ガスが市内に充満した場合に既存の体制ではどういった基本体制があるのか、お尋ねしたいと思います。なければ直ちにこういうことを想定した体制が必要ではないか。

それから、その次に十二キロ方面にわたつて、風下にわたつてガスが行つておるわけですが、そういう点を考えましたときに、いわゆる、第三コンビナートは三百メートルも人家から離れているからしてはいじようぶだと、災害にはだいいじようぶだということが強調されました。三百メートルといひますのは、このときの風向、風速からいひますときわめて短い距離であります。私はそういう面考えた場合、いわゆる、第三コンビナートに対して出島方式だから安全だという考えが今日なおあれば、私は改めていただく必要があるんじゃないかと。そこも含めまして、われわれは一貫して言つておりますように、第三コンビナートの新增設の問題につきましても、やはり、もう一回もとに返つて検討する必要があるんじゃないかということをお尋ねしたいと思いますし、意見として、あわせて述べたいと思ひます。

以上であります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 事故原因に対する徹底的な調査、この点につきましては国、県、市合同で、これは徹底的に現在調査もしておりますし、徹底的な調査をするつもりであります。

被害の実態につきまして、これは行政的な調査と学問的な調査との食い違いが多少あつたのではないかと私も考え

ておりますが、専門的な方々のご意見は十分しんじやくしてまいりたいと思つております。

有毒ガスの製造、あるいはまた、使用こういつたものの現状等につきましては、その把握は必ずしも十分ではございませんので、この点につきましては十分洗い直しを行つて、的確な把握につとめたいと思つております。

ガスがたとえ充満した場合の体制、これにつきましては現在、防災訓練の計画によりまして、第一次体制あるいは第二次の動員とこういつた面で体制自体をとることは組織としてあるわけでございますが、非常の場合、また実際の場合ほんとにこれが適切に活動し得るかどうか。また、敏速な行動に移れるかどうか。こういう点につきましては、さらに、反省を加えていきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 私は、まだ十分調査されておりませんが、先日、五月五日から五月七日及び、いま、ここに手元にごさいますせんが、十三日に調査しました農業被害についての資料、これは産業界のほうにも渡してありますが、市長のほうにも一部お渡ししたいと思います。

それと、いま一つは、これは市当局もずいぶんつかんでみえないので残念に思ひますが、液体塩素を貯蔵している設備が四日市で約十幾つあります。三菱油化に四日市工場で二トン、朝日工場で三トン、川尻工場で二トン、アエロジルが六十トン、三菱瓦斯化学が十一トン二百六十、クラレ油化が二トン、高純度シリコンが六十トン、石原が二十トン、大協が二トンと、最近までは中電四日市火力が十二トンありましたが現在使用しておらないと。合計しますと百六十二・二六トンということになります。ですからして、これは液体塩素であります。その他、何かの問題があつたときに人体に影響のある多くの物質が貯蔵され、また製造されておりますので、そういう点も十分調査されまし

て、今後の体制を強化していただきたい。今後、あまり時間がございませんので、さらに担当の常任委員会、また、特別委員会等での審議をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 すでに、幾つかの問題出されておりますから、簡単にひとつお伺いしたいと思います。

公災害防止協定の全面改定、公災害防止確認書とか、そういうものをこのアエロジルの事件を教訓として、全面改定やる必要があるんじゃないか。たとえば、第三コンビナートと結んでおります協定の中にも有害ガスという点で、公災害防止対策書というのがございますが、有害ガスについては「これらのガスは排出いたしません」と、こう書いてあります。しかし、先ほど橋本議員が指摘しましたように、四日市東曹におきましては、塩素を実際に製造してあるわけです。そして、これがアエロジル事件のようなことを起こさないという保証は全くないわけです。あるいはまた、災害防止対策という形の中で万一災害が発生した場合、付近に災害が波及しないようにご当局にご協議申し上げて指導を得たりえて、次の対策を講じます。つまり、災害が発生した場合のことを考えて当局にいろいろ相談したりえて対策を講じる、あらかじめ、講じておくということをやつておるんですが、この第三コンビナートにつきましても、そういう点でいろいろ協議がなされてなければならぬわけです。ところが、たつたきよう、一体公害対策課では塩素を製造している工場はどこにあるのか、使用しているのはどこか、どれだけ貯蔵し、使用しているか、というものを出してほしいといつて行きましたが、わからないというんです。こんなことのないような実態の協定が公然と通つておるといふこと自身問題をわけですね。これだけでも現在の公災害防止協定、あるいは、その防止対策書、

確認書というものは改める必要があると思うわけです。

そのほかにも幾つかのことがございますけれども、今度の事故を教訓にして、真に市民が安心できるものに、公災害防止協定の全面的な改定をやる。こういう点についてあらためて意見を伺いたいと思うわけです。そして、この先ほど市長報告の中で経過報告書となつておりますが、この事件から市としての対策上にどんな欠陥があつたのか、どういふ教訓をすべきなのかという点、企業の上で単にアエロジルだけの問題だけでなく、コンビナート全体にいま何を求めるべきなのかという点、あまり明確に出されていない、ほとんど出されていないといつても過言ではないと思うんです。こういう点をもつと明確にされる必要があると思うんです。

それから、たとえば三時二十分ごろにその事故が発生したといわれておるわけですが、市当局が確認をしたのが、アエロジルだと確認したのが三時四十五分ごろだと書かれております。二十五分たつておるわけですが、消防の望楼なんかはこういうものをキャッチできないのかどうか。何か、お話を聞きますと、北消防署にはズームアップというんですか、何かして、ずつと、そこが見えるような施設があるらしいんですけれども、南消防署、この消防本署にそんな施設がないのか。なぜ、そんなだけ二十何分も確認がおくれているのか。あれだけでもうと、こうしたものに、それから三時二十分事故が起こつてから私は、たまたま公害対策課にずつと居たわけですが、公害対策課からパドローカーといいますが、広報車が走るのが五時半でした、第一号が走り出したのは。公害対策課から走り出したのは二時間たつておるんですね。その間に市民、痛い、なに痛いところやつておるんです。私たまりかねてアエロジルの工場長に、ヘリコプターでも出して、すぐに住民にどう対応したらいいのか、このガスに対して、どう対処したらいいのか、すぐに広報せよと。宣伝カーで一台、二台回つておるんですね、追つつかない、それら大事だけれど追つつかないそれだけでは、そういうことをすぐに要求したわけですが、それに対して、そんなことできる



んでしようかという、工場次長でしたかの答弁です。全く、このふだんの非常事故の場合の体制というものが十分とられていない。それは市当局においてもそうだと思うんです。こういう点を一体、どういうふうに反省されたのか、もう少し明確に、具体的な事実経過の中から明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 市長にかわりまして、お答えいたします。

ただいまのご意見にありましたように、このたびのアエロソルの事故の経験にかんがみまして、公災害防止協定を全面的に改定する意図はないかという問題でございますが、公災害防止協定ないしは確認書につきましては、当時の議会で十分検討いただいて締結をいたしましたのでございますが、今回の経験に徴しまして、幾つかの問題点を反省として考えられますので、全面的な改定につきまして検討をしております。一昨日も、三十五の工場の担当部長を集めまして、そういう趣旨のことで指示をいたしてまいりました次第でございます。本来、四日市の公害対策はいわゆる大気汚染による公害患者の統廃から、市民を守るといふ考え方に立ちまして、硫酸酸化物の削減ということに重点を置いて、公害行政、環境行政を推し進めてまいりましたのでございますが、公災害というこの場合の、いままでの考え方の公災害は、四日市の企業から排出される亜硫酸ガス等の有害物質を削減をしていき、縮小をしていくための公害行政であり、この場合における公災害というのは、いきなり常識では考えられぬような塩素ガス等が漏洩するといふようなことではなくて、企業が生産活動の中で生産プラントの故障によつて亜硫酸ガス等が大量に出ると、そういう場合のことをわれわれの公害行政では、そういう時点を災害といふふうな考え方でおつたわけでございますけれども、最近に至りまして、あちらこちらで火災が起き、爆発事故が起き、今回のような塩素ガス等の漏洩をするというよう

な、いわゆる、一般的な災害が起きてまいりましたので、これに対処するための防止協定の改定を考えていきたいと、こういうふうに考えております。

このたびの事故の中で最大の教訓は、いまお話のありましたように、いわゆる、事故緊急時の通報が企業側において、十分、全くなされてなかつたということが最大の教訓であり、これをいかにして義務づけていくかということが当面の問題かと、こういうふうに考えます。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、これをもつて市長の報告を終了いたします。

以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十九年五月四日市市議会臨時会を閉会いたします。

連日にわたりまして、長時間、まことにご苦労さまでございました。

午後八時五十三分閉会

られていない。それは市当局においてもそうだと思います。こういう点を一体、どういふふうに反省されたのか、

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山口 信 生

四日市市議会議長

山中 忠 一

四日市市議会副議長

増山 英 一

署 名 議 員

川村 潔

署 名 議 員

野崎 貞 芳